

# 東御市 高齢者日常生活サポート事業 のご案内

この事業では、高齢者が住み慣れた東御市で安心して暮らし続けられるように、地域のサポーターが利用される方のご自宅等に出向き、生活上のお手伝いを行う訪問型のサービスです。



## 利用できる方 (全てに当てはまる方)

- 日常生活にサポートが必要な方
- 高齢者単身世帯 または 高齢者のみの世帯に属する 65 歳以上の高齢者
- 地域包括支援センターが対象と認めた方

※ 令和7年度は介護認定を受けていない方が主な対象です。  
→ 要介護・要支援者は状況に応じて対応予定



地域のサポーター

何かお役に立てることがあれば協力します♪

## 利用時間 及び 頻度・料金

- 利用者負担額：100円 / 30分
- 利用時間：1日あたり **最大1時間** まで  
**1週間あたり最大2日** まで

## お手伝いの内容

社会福祉協議会に登録した「地域の有償サポーター」が訪問し、活動を行います。

- **活動の例** … (状況によってお受けできない場合・活動もあります)

**生活支援** …ゴミ出し、家周辺の手入れ、除雪等

**家事支援** …掃除、調理、買い物等



※令和7年度は「生活支援」を中心としたサービスを実施します。

事業に関するお問い合わせは…

- 〔事業主体〕 ○ 東御市地域包括支援センター 64-5000
- 〔事業受託者〕 ○ 東御市社会福祉協議会 62-4455

裏面も  
ご覧ください

# 東御市 高齢者日常生活サポート事業のよくある質問

## どんな人が活動に来てくれますか？

- 「地域の有償サポーター」が訪問します。  
サポーターは要件（下記）を満たし、社会福祉協議会へ登録しています。
  - (1) 市が実施する介護予防住民指導者養成講座等の修了者
  - (2) 介護職員初任者研修（旧ヘルパー2級）の修了者
  - (3) 訪問介護員養成研修1級過程の修了者
  - (4) 介護福祉士、看護師等国家資格を保有する者



## 介護保険の「訪問介護」との違いは何ですか？

- 訪問介護は、福祉専門職が自宅へ訪問し、介護サービスを実施します。一方で本事業は、「地域の支えあい活動」の延長線に位置付けられ、原則として、**日常生活の中のちょっとした困りごとをサポーターが支える**ための事業です。

## 申し込み方法と訪問・活動までの流れ

- ① 利用申込先：地域包括支援センター（本人・家族、事業所）  
・ご家族からのお問い合わせも受け付けております。  
→ 利用申込書等をご提出いただきます。
- ② 関係者による利用決定会議において、事業の利用について要否が判断されます。
- ③ 利用が決定すると、社会福祉協議会がサポーターとのマッチングを行います。  
→ ただし、希望の活動・条件に対応できるサポーターが見つからない可能性もあります。
- ④ サポーターによる活動が行われます。利用時間に応じて利用料を支払います。  
→ 利用後にはサポーターの活動記録へ署名をいただきます。  
料金はその際にサポーターに渡してください。



## 申し込み・お問い合わせ

- |                                      |                     |         |
|--------------------------------------|---------------------|---------|
| [ 利用に関するご相談・申し込み<br>事業内容に関するお問い合わせ ] | ○ 東御市地域包括支援センター     | 64-5000 |
|                                      | ○ 東御市社会福祉協議会（事業受託者） | 62-4455 |